

点検評価部会において検証する目標（2012年度）（安全衛生部）

項目	基準値	2011年の目標	2011年の実績	2012年の目標	中期目標値 (2020年)
雇用の質の向上;ディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進					
労働災害発生件数	119,291件 (平成20年)	前年比5%減 ※震災を直接の原因とした災害を除く	3.3%増(111,349件) ※震災を直接の原因とした災害を除く	前年比5%減	3割減
メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%(平成19年)	労働政策審議会の 建議を踏まえ、所要 の見直し措置を講じ る。	・建議の内容を反映した労働 安全衛生法改正法案を2011年 12月2日に国会に提出した。	メンタルヘルスケアに取り 組んでいる事業所割合を 60%以上にする。	100%
受動喫煙のない職場	職場で受動喫煙を 受けている労働者 の割合 65%(平成19年)	労働政策審議会の 建議を踏まえ、所要 の見直し措置を講じ る。	・建議の内容を反映した労働 安全衛生法改正法案を2011年 12月2日に国会に提出した。 ・建議の内容を受け、職場での 受動喫煙防止対策に関する支 援事業(財政的支援、技術的 支援)を2011年10月から開始 した。	職場で受動喫煙を受けてい る労働者の割合を40%以 下にする。	実現

- 基準値等のデータの出所等
- 労働災害発生件数
 労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成
 - メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合
 労働者健康状況調査(平成19年)
 - 受動喫煙のない職場
 労働者健康状況調査(平成19年)

雇用成長戦略に係る目標について（労働災害発生件数）

【2011年】目標;5%減 実績;+3.3%

＜労働災害発生状況＞

- 労働災害発生件数は111,349人※で3,590人(+3.3%)増。

※東日本大震災を直接の原因とする災害を除く

(参考)2008年と比較すると6.7%減

- 卸売・小売業、建設業、医療保健業等で特に増加。また、貨物トラックの荷物の積み卸し作業中の墜落や転倒等の労働災害が増加。
- 死亡災害についてみると1,024人で171人(-14.3%)減、過去最少。
- 死傷災害が増加した背景としては、以下の事項が考えられる。

①小売業

- ア 災害件数は多いものの、負傷の程度は軽いため、事業者側への周知・啓発が浸透しにくかったこと
- イ 転倒(33.7%)、交通事故(12.6%)、腰痛(11.6%)が災害の過半数を占め、製造業や建設業のような安全装置・設備の設置による改善が難しかったこと
- ウ 小売業対策に重点的に取組はじめてのが震災の影響により年後半(7月に通達発出)になったこと

②建設業

- ア 東日本大震災の復旧・復興需要に伴い、建設投資が増加し、建設技能労働者が不足していること
- イ 屋根改修工事等により、建築工事における墜落・転落災害が特に増加したこと

③社会福祉施設

- ア 腰痛(35.9%)、転倒(30.5%)が災害の過半数を占め、製造業や建設業のような安全装置・設備の設置による改善が難しかったこと
- イ 社会福祉施設対策に重点的に取組はじめてのが震災の影響により年後半(7月に通達発出)になったこと
- ウ 医療・福祉活動指数増減率が増加していること

＜労働災害発生状況＞

	2011年	2010年	増減
全産業	111,349	107,759	3,590 (3.3%)
製造業	23,589	23,028	561(2.4%)
建設業	22,372	21,398	974(4.6%)
陸上貨物運送事業	13,543	13,040	503(3.9%)
卸売業又は小売業	17,775	16,774	1,001 (6.0%)
医療保健業	6,270	5,592	678 (12.1%)

＜死亡災害発生状況＞

	2011年	2010年	増減
全産業	1,024	1,195	-171(-14.3%)
製造業	182	211	-29(-13.7%)
建設業	342	365	-23(-6.3%)
陸上貨物運送事業	129	154	-25(-16.2%)
林業	38	59	-21(-35.6%)
清掃・と畜業	37	62	-25(-40.3%)
農業	16	26	-10(-38.5%)

【2012年】 目標;5%減

新成長戦略の目標(2020年までに死傷者数3割減)を達成するため、対前年比5%減を目標として設定し、以下の対策を推進する。

① 労働災害防止対策への重点的な取組

ア 平成24年については、死亡災害、死傷災害ともに対前年5%減少を目標とし、特に1月から6月の間は、労働災害防止対策へ重点的に行政資源を投入する方針。

イ 労働災害は1月から12月を集計期間としているものの、これまでの行政における年間計画は4月から翌年3月までの年度で策定。平成24年については、年度に関係なく、1月から対策を開始できるよう、計画の策定期間の前倒しを平成23年12月に都道府県労働局に指示済み。

ウ 平成24年4月末現在(速報値)で対前年1%の増加となっていることから、7月以降についても、労働災害防止対策を重点的に実施する。

② 小売業対策

ア 大規模小売業約500社の本社に対し、安全衛生管理状況等の自主点検を実施済み。

イ 地域の統括店舗、死傷災害発生事業場等に対し、自主点検、集団指導を実施中。(4月～7月)

ウ 自主点検に未回答、集団指導に欠席した事業場等に対し、個別指導等を実施予定。(7月～)

エ 指導に当たっては、転倒災害、災害性腰痛が多いことを踏まえ、4S活動(作業場の整理整頓の実施)、KY(危険予知)活動、腰痛予防対策等を重点的に指導。

【2012年】 目標;5%減

③ 建設業対策

ア 震災復旧・復興工事に伴う工事量の増加に伴い、被災地のみならず、全国的に技能労働者等の不足が生じ、これに伴う労働災害の発生が懸念されるため、各建設現場における統括安全衛生管理を徹底。

イ 関係労働災害防止団体は、会員における墜落防止対策の実施状況を調査済み。

ウ 墜落・転落災害を防止するため、平成24年2月に策定した「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」に基づき、法令遵守はもとより、手すり先行工法等の「より安全な措置等」の普及を推進するとともに、足場の設置が困難な場合の安全帯の使用についても指導。

④ 医療保健業対策

ア 医療保健業のうち、労働災害の約2/3をしめる社会福祉施設約1万事業場に対し、自主点検を実施済み。

イ 自主点検に未回答、4S活動、KY活動、腰痛予防に取り組んでいない事業場等に対し、集団指導を実施。（4～6月）

ウ 集団指導に欠席した事業場等に対し、個別指導等を実施予定。（6月～）

エ 指導に当たっては、転倒災害、災害性腰痛が多いことを踏まえ、4S活動、KY活動、腰痛予防対策等を重点的に指導。

職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策

2011年度（平成23年度）の目標・実績

目標：労働政策審議会の建議（2010.12.22）を踏まえ、所要の措置を講じる。

実績：○職場でのメンタルヘルス対策及び受動喫煙防止対策について建議の内容を反映した労働安全衛生法案を2011年12月2日に国会に提出した。
○職場での受動喫煙防止対策に関する支援事業（財政的支援、技術的支援）を2011年10月から開始した。

2012年度（平成24年度）の目標

○メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合を60%以上にする。
○職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を40%以下にする。

新成長戦略 (2010.6.18閣議決定)	2007年度	2010年度	2012年度目標	2020年度目標
メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%	メンタルヘルスに取り組んでいる事業所割合			
	33.6% 「労働者健康状況調査」 (統計法令に基づく統計調査)	50% 労働政策研修・研究機構調査	60% 「労働者健康状況調査」 (統計法令に基づく統計調査)	100%
受動喫煙のない職場の実現	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合			
	65% 「労働者健康状況調査」 (統計法令に基づく統計調査)	44% 緊急(インターネット)調査	40% 「労働者健康状況調査」 (統計法令に基づく統計調査)	0%

職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策を推進するための取組(平成24年度)

職場のメンタルヘルス対策を推進するための取組

○ メンタルヘルス対策支援センター事業

職場のメンタルヘルス対策の中核的機関を全国47都道府県に設置し、メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで事業者の行う職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援

具体的には、下記の取組を実施

- ・ 個別事業場に訪問し助言・指導の実施
- ・ 職場の管理監督者に対する教育の実施
- ・ 職場復帰支援プログラム作成支援 等

○ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事業

事業者、産業保健スタッフ、労働者等に対しメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を実施

○ 地域産業保健事業

労働者50人未満の小規模事業場の産業保健活動の支援

具体的には、下記の取組を実施

- ・ 健診結果に基づく医師の意見聴取への対応
- ・ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談指導
- ・ 長時間労働者に対する面接指導 等

職場の受動喫煙防止対策を推進するための取組

○ 喫煙室設置のための助成

飲食店、宿泊業等を営む中小企業に対し、喫煙室の設置等の取組に係る費用の1/4を助成する

○ 相談支援業務

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、労働衛生コンサルタント等専門家による電話相談及び実地指導を行う

○ 職場内環境測定支援業務

デジタル粉じん計等の測定機器を事業場に貸し出し、たばこ煙の濃度や換気の状態を把握するための支援を行う